

三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第6回）

- 日 時 令和3年7月20日 午後0時58分～午後2時09分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴
副委員長 溝川幸二
委 員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 議 長 草間道治
- 調査対象議員 藤田 昇
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長、高梨久子議会総務課長、
長島ひろみ議事グループリーダー

-
- 出口眞琴委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

本日は、お手元の次第どおり、引き続き政治倫理基準違反の行為の存否について審査を進めてまいります。

前回、対象議員であります藤田 昇議員からの聴取の途中で散会しておりますので、引き続き藤田議員からの聴取を行います。

それでは、藤田議員の出席をお願いいたします。

[藤田 昇議員 着席]

- 委員長 それでは、前回に引き続き、藤田議員への質疑をお願いいたします。

- 委員 引き続き何点か聞きたいと思います。

前回の途中なんですけれど、「改めていただきたい」とか「正しい発言じゃない」とか「控えていただきたい」という発言が陳情を抑圧する発言だと思いませんかということ聞いたかと思うんですけど、そこからお願いいたします。

- 藤田議員 前は体調不良のため、途中ですいませんでした。

今の問いについては、前回もお話ししましたが陳情を抑制しようという思いは一切ありませんので、そういう部分では誤解を解くためにそういう形で、GIGAスクールの関係とリーフレットの関係について、そのような形で発言するような形になったという状況です。

- 委員 議会基本条例の第1条、目的なんですけれど、この条例は「市民に開かれた、市民のための議会」を実現するために条例をつくったんだと、話し合ってたんですけど。それと、先日、調査請求者からも、多くの市民が声を上げられる議会になってもらいたいという発言がありました。市民からの陳情を結果的に抑制するようなことになったと私は思うんですけど、基

本条例の目的にも反していると思います。また、この間、副議長就任の挨拶でも、「市民に開かれた、市民のための議会」を実現するというので挨拶をしていた藤田議員ですけれど、そういうことも含めて、市民からの陳情を抑制する、結果的になってしまった、そういうふうに使われてしまったということに対してはどのように感じていますか。

○藤田議員 私の発言に対して、結果的に相手がそういう形に、恐怖心とかそういうふうに使われたということは、18日の委員会も含めて、先日もおわびをさせていただいておりますので。

○委員 「正しい発言じゃない」というのは、この間も話しましたが、消えていないんですよ。それについては、やっぱり抑制してしまっているのが残っているというふうに言えると思います。

じゃ、次に行きます。戻って恐縮なんですけれど、三崎小学校のTシャツの件です。先日、藤田議員からの説明で、平成28年5月に職員向けのTシャツを作ってほしいという依頼があったということなんですけど、そのとき三崎小学校のロゴ、後ろのやつですね、丸のやつなんですけど、その版下を作ったかと思うんですけれど、教職員だと17人か18人だと思うんですよ。そのためのTシャツを作るのに版下を作って、版下を作る費用を上乗せしてTシャツを販売したんですか。

○藤田議員 版は版で費用を頂きましたので、上乗せする云々ということは一切ありません。

○委員 そうすると、版下費用は別に請求をしたということですか。

○藤田議員 はい。

○委員 それで、10月から児童と保護者にも販売をした。それと、資料5の2ページですかね、「三浦市民」の表紙があるんですけど、2017年ですから平成29年2月で、この下のほうに「創立150周年に向けて『三小Tシャツ』販売中」ということなので、市民に向けても発売をしたということだと思うんですけれど、最初から児童、保護者、市民にも販売するよというような話があったんですか。

○藤田議員 その辺は、先日前話ししたように、150周年記念へ向けて引き続きTシャツを作りたいんだよ、その版をそのまま利用してほしいということで。先日前話ししましたが、保護者とか児童も含めて、要はそういう方たちが、欲しい方がいるので、支援協議会として申込みを受け付けてやっていくので協力してほしいということですね。

○委員 それと、資料4の12ページ、上に領収書があるんですけど、令和元年10月20日ですかね、ここには「マリー 代表 藤田 昇」とあるんですけど、14ページには「代表 藤田 昇」というのがないんですよ。それ以後、例えば17ページ、20ページなんていうので「代表 藤田 昇」というのが消えているんですけど、これは何ですかね。

○藤田議員 別に、印鑑が違うだけという話じゃないですか。

○委員 代表から外れたということではなくて。

○藤田議員 代表から外れたというわけではないですね。

○委員 意図的に消したというような感じにもね……。17ページで、「代表」の上がちょっと残

っていたりなんかもしていたりして、意図的に消したのかなというふうにも思ったので質問させてもらいました。

それで、資料4の3ページですかね、請求書と領収書があるんですけど、これは請求書が令和元年5月15日です。それと、次の4ページの納品書もファッション&ギフト・マリーというふうになっているんですけど、会社の謄本を見ますと有限会社マリーということになっているんですけど、ファッション&ギフト マリーと有限会社マリーというのはどういう関係なんですかね。

○藤田議員 別物ですね。

○委員 別の会社ということなんですか。

○藤田議員 そのとおりです。

○委員 契約を結んだのはファッション&ギフト マリーということになりますね。

○藤田議員 はい、個人です。

○委員 そうすると、ファッション&ギフト マリーで税務申告なんかはしているということなんですか。

○藤田議員 はい、そのとおりです。

○委員 納品書、請求書、領収書、この間も話したんですけど、宛先が三崎小学校になっているんですけど、この三崎小学校の宛先で税務申告をしているということですか。

○藤田議員 税務申告というのは、自分自身の売上げとかを含めて、そういう部分で税務申告、この売上げを含めてしていますので、宛名を出す必要はないですね、別に。

○委員 ただ、税務申告、青色になるのかな。

○藤田議員 青色です。

○委員 そうすると、保存期間で領収書だとか……領収書は行っちゃうか。請求書だとか、そういう控えなんていうのは取っておかなきゃいけないんですよ。それは三崎小学校という名で、添付資料——税務調査があったときに、5年間だったかな、取っておかなきゃいけないんですけど——は、このまま三崎小学校という宛名で保存してあるということなんですか。

○藤田議員 はい、そのとおりです。

○委員 そうすると、ファッション&ギフト マリーと有限会社マリーという2つの会社があって、有限会社マリーは置いておいて、ここで登場するのはファッション&ギフト マリー、代表が藤田議員。それで、契約の当事者はファッション&ギフト マリー、代表 藤田 昇ということではないですか。

○藤田議員 はい。そのとおりです。

○委員 じゃ、戻って、発言のところですね。さっきは陳情を抑制するような発言だったんじゃないかというので、今回は恐怖心を与えるような威圧的な発言ではないかというので、そういう観点で質問をいたします。

決まっていない中でそういう発言はするわけないんですというふうに、陳情が間違っていると

決めつけて発言をしているんですけど、総合教育会議の議事録なんてを見ると、その時点では藤田議員が間違っていたことになるかと思うんですけど、なぜ威圧的に決めつけた発言をしたのか説明していただけますか。

○藤田議員 威圧的に決めつけた発言ということではないんですが、今回の議事録を見ていただいても分かるんですが、事前に神田委員のほうからも大容量のインターネットのことについては質疑をされています。その中で、高梨課長からも「4月から各学校のタブレット活用に向け、市内全ての小中学校において新たにインターネット回線の新規契約を結びます。ですので、4月からは各学校、現在よりも通信速度が速くなり、より快適な学習活動に取り組むことができる環境が全小中学校に整う予定です」等も載っておりますし、また、インターネットの部分の接続について云々というのも一応そのやり取りの中で、リーフレットについても、やり取りの中で載っています。

ただ、教育委員会のほう、先ほど言いました、前日も私言いましたけど、11月の総合教育会議というのは私も知りませんし、傍聴もしていませんし、議事録も見ていませんでしたので、その時点で。ですので、後ほどそれを知ったわけですね。ですけど、委員会のやり取りとか私の一般質問も含めてGIGAスクールについては確認もしてきておりましたので、それについては、この質疑の中でも誤解がまだ深まっているというか、誤解があったので、誤解を解くために分かっていたかどうかと思ひまして、そういう中での要は僕の発言になったということですね。あくまでも委員会の中での質疑ということです。

○委員 リーフレットなんですけど、「市民からの要望でこのリーフレットを作ったんです」とやっぱり決めつけているんですけど、市民からの要望というのは、例えば資料1の7ページ、地域協議会から要望があってリーフレットを作ったという流れになるんですけど、ここでは「委員」としか書いていないので、市民からの要望というのは分からないんじゃないんですかね。

○藤田議員 地域協議会という形は市民の方が代表でも出ていますので、やはり同じく、その前の鈴木委員とのやり取りで教育総務課長が、やはりリーフレットについては作成した経緯というのも述べておりましたし、もちろん陳情の要旨の中にもありましたし、また都市厚生常任委員長としても、協議会で皆さんで学校教育ビジョンについてはチェックをしていくということで、協議会資料の中にも入っていましたので確認をさせていただいたことがございます。

○委員 確認というのは、市民からの要望があったんですかという確認ですか。

○藤田議員 もちろん、そういう形の部分だったと思います。

○委員 市民からというのは、その時点で確定できるんですかね。委員の中には市外の教職員もいるということなので、この「委員」だけで市民だということは確定できないんじゃないんですかね。

○藤田議員 そのやり取りの中の部分で、市民からの要望ということは具体的なリーフレットを作ってほしいということではなくて、そういう部分で分かりやすく、教育総務課長も答弁してい

ますけど、市民にご理解いただくために作成して全戸配布をしたということでやり取りも行って
おります。

○委員 いや、藤田さんの発言は、資料1の1ページですかね、ちょうど中ほどなんですけど、
「市民からの要望でこのリーフレットを作ったんです」と言い切っているんですよ。だからリー
フレットを作った、説明が必要だということもあったのかもしれないですけど、市民かどうか
というのは分からない。議事録は「委員」としか書いていないから。だから、「市民からの要望
でリーフレットを作ったんです」と言い切っちゃっているから、市民からリーフレットを作って
くれ……というふうに捉えられるんじゃないですか。

○藤田議員 あくまでも市民の方、多くの方からそういう分かりやすいものを作ってほしいとい
う要望を受けているということは聞いておりましたので、そういう部分では市民の多くが、ここ
に書いてあるように、市民の方からの声を無視して推し進めるようなことをした、出したわけ
ではないという、そういうことをご理解というか、誤解を解くためにご理解をさせていただこうかな
と思って発言をさせていただいた、それも質疑の中で。決して相手の意見を全面否定するとかじ
ゃなくて、あくまでも誤解を解こうという形の中でお話をさせていただいた。

○委員 ちょっとね、この辺がよく分からないですね。

あと、先日、調査請求者から、悪者にされてしまう、陥れられてしまうような恐怖心を感じた
という発言があったんですけど、藤田議員はどのように思いますか。

○藤田議員 決して悪者にしようなんては思っておりません。調査請求者からもありましたが、
NPO法人で一緒にもやっておりましたし、同じ地元で、そういう部分というのは、私としては
そういうことはもちろん思いはありませんし、陳情の審査の中で、先ほどから言いましたように
誤解が生じた点だけを、誤解を解くために質疑をさせていただいただけなので、相手を悪者にし
ようとか、そういうことはみじんもありませんでした。

○委員 同じNPO法人で一緒にやっているんだというのがあったからこそ、こういうふうと言
われてダメージを余計受けたということじゃないですかね。

○藤田議員 私に聞かれても……、それは調査請求者の方が感じることなので。

○委員 あと、調査請求書には「恫喝して、私の発言を止めるのが目的であったのかもしれない
とまで考えて」しまいましたとあるんですけど、藤田議員は陳情者を恫喝して発言を止めよう
としたんですか。

○藤田議員 していません。

○委員 結果的にそういうふうに陳情者は捉えたということなんですけれど、それについてはど
ういうふうに考えますか。

○藤田議員 恫喝は、まずしていません。発言を結果的に相手がそう感じてしまったということ
に対しては、何回も申し上げているとおりでございます。

○委員 3月18日の都市厚生常任委員会なんですけど、藤田議員は陳情者——調査請求者でもあ

るんですけど、「威圧的に感じられたということで、大変申し訳なく、おわびを申し上げます。申し訳ありませんでした」と言っていますけれど、恐怖心を与えるような威圧的な発言だと認めるということなんですか。

○藤田議員 調査請求者の方がそのように感じていられたということですので、おわびを申し上げますさせていただきます。

○委員 先ほどから藤田議員は誤解を解こうとして発言をしたと言っていますが、結果的に調査請求者は体調を崩し、病院にかかり、仕事も4週間ほど休んだと。今でも、昼には1時間ほど休む。夜は安定剤を飲んで寝ているということなんですけど、調査請求者が体調を崩したのは誰の責任だと思いますか。

○藤田議員 前日も申し上げましたが、体調を崩されたことについては、本当に一日も早く回復するのを祈っておりますし、本当に元気になってほしいと思っています。

○委員 誰の責任だと思いますか。

○藤田議員 調査請求者の言っておられることが私の発言によるということですので、それも関係しているのかなと思います、もちろん。

○委員 藤田議員の発言で調査請求者が体調を崩したというふうに、藤田議員も思っているんですね。

○藤田議員 先ほど来お話をしているように、私としては恫喝をしたことも、した思いもありませんし、そういう思いで、意図でお話をしたことじゃなくて、あくまでも委員会の中での質疑でさせていただいたということですので。あとは、調査請求者の方がそのように感じられたということに対しては、おわびを申し上げたと。

○委員 おわびを申し上げるということは、責任を感じているということですね。

○藤田議員 言葉のとおりでございます。

○委員 言葉のとおりというのは。

○藤田議員 おわびを申し上げているということです。

○委員 ということは、責任を認めているということですね。

○藤田議員 責任という意味がちょっと理解できないんですけど。

○委員 体調を崩した原因。原因者は責任があるというふうに私は思うんですけど、その原因者は藤田さんじゃないのかというふうに私は思っているんですよ。

○藤田議員 調査請求者の方がそのようにお話をされているなら、そのとおりじゃないかと思えます。

○委員 それに対して、どのように責任を取ろうと考えていますか。

○藤田議員 まずはおわびをしたいというお話は前日もさせていただきました。真摯に、誠意をもって相手の方におわびをしたい、その思いで今はいっぱいでございます。

○委員 ちょっとしつこくて申し訳なかったんですけど、今回のことはハラスメントの一つだと

思うんですよ。ハラスメントというのは、加害者側の意図とか主観は問題ではなくて、被害者側がどのように心の傷や精神的ショックを受けたかということもあります。それと今、藤田議員は責任も感じているということをおっしゃいました。そうすると、その責任はどのように取るのかということになるかと思えます。

かつて三浦市議会は、傍聴者に対して休憩中に暴言を吐いたとして厳しく責任を追及した経験があります。今回は委員会の最中に起きたことです。議会の中で起きたことです。重く受け止めなければならないと思います。藤田議員は、そのかつての社会福祉事業等に関する特別委員会で政治倫理条例や議会基本条例を引用して、引き合いに出して、市民の模範となるべき議員が市民を恫喝するという、非常に前代未聞、やはり議員辞職に相当する事案だと受け止めておられますと主張しているんですけど、その主張と今回の藤田議員自身の発言、責任、どのように考えますか。

○藤田議員 根本的に違うと私は思っております。休憩中に相手のところへ行って、要は相手の首を取ってやるとか、完全にそういうはっきりした恫喝をしている議員と、申し訳ないんですけど、委員会の質疑の中での発言で、こういうふうに思いますとか、あくまでも誤解を解くために、そういう形で質疑をさせていただいた。議員としての責任でもある、そういう部分では発言をさせていただいた。その発言を封じられるということになってしまうのかなとは私は思います。

○委員 いや、そうじゃなくて、議員は質問する権利があるわけですよ。質問の仕方なんですよ。根本的に違うというふうに言われましたけれど、相手がどう思うか、さっきハラスメントのところを言ったんですけど、相手が——被害者が心の傷や精神的ショックを受けた。そして、結果として体調を崩した。仕事も休んだ。今でも安定剤を飲まないと言えないということになっているわけです。それが事実なんですよ。そうすると、根本的に違うということにはならなくて、現象としては同じような現象だと言えます。議員の発言、質疑するというのはいいいんですけど、相手がどういうふうに感じたのかということでは同じじゃないですかね。むしろ、委員会の最中に起きたということでは、議会として考えなければいけないというふうに思うんですけど、どうですかね。

○藤田議員 先ほど私が申し上げたとおりでございます。

○委員長 もう一度。

○藤田議員 今、言われた、休憩中の傍聴者に対する発言と、私が委員会の質疑でしたことは根本的に違うと思っております。

○委員 そうすると、そのことで調査請求者が精神的ショックを受けた、陳情者が精神的ショックを受けたということは、議員の質疑、質問するということがあるんだから、それは勝手に精神的ショックになっちゃったということなんですか。

○藤田議員 そういうことは言っておりません。議事録を見ていただいて、録音も私も聞かせていただきましたが、あくまでも誤解を解くための質疑をさせていただいたということでございます。

す。あえて申し上げますと、委員会の流れの中で当該請求者の方も、前日も言いましたが、かなりこの陳情以外のことも話を、市道のこととか話をされながら、いろいろ質疑を執拗にされておりました。それで、私も途中で当該請求者の方に、質問ができるんですか、いや、質問はできませんということでお断りしたにもかかわらず、そのまま立ち上がられて質問をされて、ずっと話をされておりました。その内容が、Wi-Fiのこととかを含めて、かなりそういう部分で、行政側等も含めて誤解が生じているという形の部分がありましたので、その誤解を解くために話をさせていただきました。

実際、私の中にも、陳情書処理規程というのは具体的にございますので、5条の2とか、そういう部分では、陳情者が委員会において発言しようとするときは委員長の許可を得なければいけないとか、陳情者の発言は簡明に行うこととし当該案件の範囲を超えてはならないとか、そういうことがうたわれているんですが、私自身も何とか陳情者の方にご理解をさせていただきたいという思いで、別に行政側に立つとかそういうことじゃなくて、この点について要は誤解が生じていたので、その誤解を解くために質疑をさせていただいたということで、相手に何かショックを与えとか、そういうことはみじんもありませんし、恫喝をするということもみじんもありませんでした。

○委員 誤解を解くためというふうに言っているんですけど、さっきも言いましたけれどハラスメントの場合は、加害者という言い方で申し訳ないんですけど、加害者がどういう意図だったのか、主観はどのような主観だったのかということは問題じゃないんですよ。被害者がどうなったのか、被害者が心の傷や精神的ショックをどのように受けたのかということなんですよ。だから、誤解を解くためというふうには言っていますけれど、そのために何をしてもいいということにはならないし、藤田議員の発言によって病院にかかり、今も体調がすぐれないというのは事実なんですよ。根本的に違うというふうに言われちゃうと、全く問題ないんだよというふうに言われているようで、それは違うんじゃないかなというふうに思うんですけど。

○藤田議員 全く問題がないとは言っておりません。あくまでも他の議員のことを通されて話をされたので、今回のこの陳情審査とはまるっきり別物でありまして、そういうことを私はきちっと否定をしているだけであって、相手がそういう部分で受けてしまったということに対しては、もうおわびもしております。

○委員 直接的におわびしているんですか。

○藤田議員 3月18日の都市厚生常任委員会、公の場できちっと謝罪もしておりますし、前回のこの政治倫理審査会においても謝罪をさせていただいております。今までの経過についても、前回お話をさせていただいております。

○委員 謝罪というのは、当事者間で行わないと謝罪にはならないんじゃないですか。

○藤田議員 ですから、謝罪をするということは希望しております。

○委員 調査請求者から、議員を辞めていただきたい、議会に対しては辞職勧告をしてほしいと

いう発言があったんですけど、どのように受け止めていますか。

○藤田議員　私も市民から負託を受けて議員になっておりますので、私の一存で云々ということは、この場で発言は控えさせていただきます。

○委員　根本的に違うというふうに言われちゃうとね、ちょっとどうなのかなというふうに思います。責任はあるというふうには認めていながら根本的に違うんだと言うのは、非常に言っていることにそごが生じているというふうに思います。責任を認めているならば、どのようにその責任を取るのかということが必要だと思います。

以上です。

○委員　皆さんとかぶる部分もあるかと思いますが、私のほうから何点か確認させていただきたいので、お願いします。

最初に、今の質疑の中でちょっと疑問に思ったんです。それを教えていただきたいんですけども、資料4の13ページ、14ページなんです。どちらも請求書、令和元年10月30日に発行しているんですよね。金額は6,900円と9万3,000円。それで、そのファッション&ギフト マリーさんの連絡先が、お店の電話番号を書いてあるのとないのになっているんですけど、これ何か意図があったのか聞かせてもらっていいですか。

○藤田議員　特別な意図はございません。パソコン上の、中に入っていた部分と入っていなかったのがあった。

○委員　2つあるとか、そういうことなんですか。

○藤田議員　別に、特別に意図はございません。

○委員　同日だから何かね。NO. 6とNO. 7。

○委員長　日にちが一緒だということ。

○委員　同じ日に発行した請求書なんですよね。電話番号があるのとないのがあったので、何が違うのかなとちょっと気になったので。

Tシャツの件なんですけれども、前回、藤田議員のほうから説明をされた際に、市からの請負には該当しないというふうに藤田議員は言われていたんですけども、それはどこに、どのような形で確認をして該当しないというふうに言われたのか聞かせてください。

○藤田議員　説明のほうで少し申し上げましたが、そもそもが三崎小学校支援協議会としてのTシャツの発注でありまして、要は小学校の予算とは別物として、きちっと財布も分けてあって、具体的な組織体も違うという形で説明をさせていただきましたが、その中からでの私との取引なので、当たらないということで話をさせていただきました。

○委員　組織体が違うということで、誰かに確認されましたか。

○藤田議員　もちろん、小学校のこれを請け負うときに、その話を確認してあります。

○委員　それは小学校の担当の方と藤田議員の中で、これは市からの請負ではないという判断をしたということになるんですか。

○藤田議員 はい。

○委員 何かちょっとグレーなところがあるのかなとは思っていますけども。

それと、商店会の加入についてなんですけれども、藤田議員は商店会に加入していました、というようなことを言われていたんです、この前の説明から質疑の間で。ただ、その一方で調査請求者は、岬陽商店会会長に確認していただいたところ、加入していないというふうに言われていたんですけども、お互いに、していない、したということで、そこはやっぱり確認をできればしたいと思うんですけども、その辺の証明できるものとかって何かございますかね。主張が食い違っているんですよ、今。

○藤田議員 そもそも、前回お話ししたように、約60年近く商店街会員で、今も商工会議所の会費はずっと払っています。抜けたことはありません。実際問題として、この義援金シャツが商店街連合会の会員じゃなきゃ駄目だということじゃないということもしっかり確認しています。要綱もここにありますが。実際、そういう部分では、ここにも商店街会員じゃなきゃいけないということはありません、そもそもが。

ですから、どういう形で確認したか分かりませんが、私も岬陽商店街の、ここでまた私が発言すると商店街の会長に、出てきてどうのこうのとか迷惑をかけるといけないので、あえて私は言ってきましたでしたが、確認はもちろんしています。今は入っていませんけど、実際問題、先日、私が説明したとおりに、どこ一つ間違いなく真実を述べていますので。

○委員 要綱も、最初に受けたときの要綱が知りたいというような話もありました、前回。それで、今あると言われたのがいつのか、ちょっと見ていないから分からないですけども。そうじゃなくて、どちらがうそをついているとか、そういうことではないんですけども、やっぱり客観的に見て商店会の会員だったのか、会員だったんじゃないのかというのが分かれば、そういう疑念というのは起きないんですよ。だから、今、藤田議員が50年商売をされていて、その間も商店会に入っていたというようなことをおっしゃっていただきましたけども、それを例えば調査請求者の方にもはっきり分からせるには、何か証明ができれば一番手っ取り早いと思うんですけども、そこで、そういう証明できるようなものってございますかと聞いているんですけども、何かございますか。

○藤田議員 証明できることというのは、先ほども申し上げましたように商店街の会費はずっと払ってきましたので、その辺の部分というのは、いまだに商工会議所の会員にもなって会費も払っています。商店街の会員じゃないという疑惑を持たれているんですけど、そもそも会員じゃなくてもいいという回答を頂いているので、そこが議論にはならないと私は思うんですね。何か意図的に私のイメージを悪くしようという形でお話をされているのかなと、正直言ってそう思うんです。私の説明をちゃんと聞いていただければはっきりすることなので、申し訳ないんですが。

誰が言った、あれが言ったとかじゃなくて、現実問題として根本は何なのかって。そこら辺の部分、商店街の会員じゃなくてもやっているのはおかしいんじゃないとか、そういう形でここに載っていますが、そもそもが商店街の会員からスタートして、ずっとやってきました。何も問

題ありません。それでやってきたことで全然問題はありません。それを証明するというか……、実際やってきましたので。

○委員長　何かあるのかな、きちっとした。

○委員　だから、例えばポロシャツの件、受注するにしても、当時の受注できる条件、商店会に入っていないきゃ駄目だよとか、そういうのが分かれば一目瞭然じゃないですか。こういった疑惑も起きないんだけど、今現在は、ここの文書で出ている主張と藤田議員のおっしゃっていることが真逆なんです。それを我々は今、公平に判断したいがために、何か証明できるものがあれば一番手取り早いというふうなお話をさせてもらっているんですけど。

○藤田議員　1つは、先ほど言いましたように要綱にはきちっと、商店街連合会じゃなきゃ駄目だということは入っていません。広く言うと、三浦市内で商売をやっている人なら別にオーケーだということです。

○委員　その要綱を、後ほどでもいいので、みんなで確認させてもらうことはできますかね。

○委員長　資料として、取扱いの条件というか。

○委員　そう。ポロシャツの件の、受注に当たって要綱というのがあるとおっしゃっていますので、その要綱をみんなで確認して。それでまた1つ、双方の主張が、どちらが誤解しているのか分からないけども、みんな同じ方向に向いていくのかなと思うんですけど。

○委員長　加入している、していないの部分が調査請求者と藤田議員の食い違いの部分なので、まずは加入していたという、本人が言われるので、その部分。

○委員　あと、要綱と。2つ確認できればいいんですけど、商店会のほうは難しいのかななんて思ったので、要綱だけでも見れば、また違うと思うんですけども。

○委員長　そういうものというのは、こちらから請求して出してもらえれば。じゃ、それは資料請求として……。

○委員　委員長、お願いします。

○委員長　分かりました。

○委員　じゃ、次の質問に行きますね。この三崎小学校のTシャツにしる、ポロシャツの件にしる、先日も調査請求者の聴取のときに、調査請求者からは、大勢の市民が疑問視しているというようなことをおっしゃっていましたが、そうやって言われていることに対してどのように感じているのかお聞かせください。

○藤田議員　大勢の市民って誰でも言えると思うんですが、じゃ、具体的にどなたがそうやって言ったのかということを示していただかないと、私の名誉もありますので。実際問題として、疑惑を持たれるような事実は一切ありません。そのことで商工会議所を含めて、商店街連合会を含めて、私も改めて確認をさせていただいておりますので。もちろん岬陽商店街会長にも確認をさせていただいております。そういう部分においては、そういう疑惑を持たれるようなことは一切ありません。

○委員 やっぱり説明責任を果たさなきゃならないとか、いろいろ書いてあったと思うんだけど、何か今、大勢の市民がというふうに言われているのに、大勢の市民がどこの誰だか分からない、それでは説明のしようがないというのは、ちょっとね……。

○藤田議員 大勢の市民がどこの誰か分からないとかということじゃなくて、ちゃんと説明を私はしております。私のほうは。今、現時点で商工会議所の会員でもありますし、要は平成23年当時、前回も説明しましたが、義援金シャツが始まった当時のいきさつも前回お話をさせていただきました。説明もさせていただきました。商工会議所のほうから見積りを出してほしいと、そういう形であって、16社から見積りが出た。現実問題は、うちとY社になったといういきさつもお話しさせていただきました。途中経過も話をさせていただきました。途中で相みつを取ったりとか具体的にしたいけど、一軒一軒配達するのは大変ですし、現実問題それをやってくれる業者がいなかったということが商工会議所の回答だそうです。それもきちっと確認をした上で、うそのないように、ちゃんと説明をさせていただきました。

○委員 その商工会議所との中で説明なり、確認なりをしながら、慎重にこのお仕事を受けてきたということだと思うんです。ただ、前回の調査請求者の聴取の段階で、調査請求者が、僕も誰かは分からないけども大勢の市民の方が疑惑、疑問視しているというようなことを発言していたわけです。そうした場合に、平成23年から受けてきたといった中で、この前の令和3年の7月何日かまでの間に、多くの市民が藤田議員のところに、そのポロシャツの件が行くということを疑問視しているという声が届いてはこなかったですか。

○藤田議員 別に届いてはきませんが。

○委員 その辺が何か疑問視というところにつながってくるかな。

これ、言えるか言えないか分からないんですけども、このポロシャツだ、Tシャツ、ファッション&ギフト マリーさんの売上げのどれぐらいを占めているとか、分かりますか。

○藤田議員 どのぐらいというのは、1割か2割ぐらいじゃないですか。その年によって多少違いますけど。

○委員 前回、調査請求者のほうが現在も体調不良というようなことで、先ほどもおっしゃっておいりましたが大変ショックを受けた、回復を祈るしかない、そのような発言がございました。調査請求者自身は今も通院を続け、薬を服用しながら暮らしているとのことでありますので、委員会当時の藤田議員の発言が市民の日常の生活を奪ったと言われても仕方がないかと思えますけども、どのように受け止めていますか。

○藤田議員 先ほど来お話をさせていただいておりますが、調査請求者の方が病気で本当に大変な思いをされているということについては、一日も早く回復というのを僕も毎日祈っておりますし、本当にそういう意味においては、前回もお話ししました、一日も早く元気になってほしいという思いで今はいっぱいです。

○委員 議会基本条例には、陳情を幅広い意見や提案と受け止める、そのように定めてあります

が、藤田議員は市民からの陳情をどのように捉えているのかお聞かせください。

○藤田議員 市民からの陳情については、大切な意見の場だと思っております。ですので、陳情に来ていただいて、もちろん学校教育ビジョンについてですか、白紙撤回を求める陳情、そういう意見があるというのも別に当然だと思っております。ですから、そういう意見を受け入れないということは、一切そういう部分ではありませんでしたので。誰しもがそういう意見を持って当然だなどと思っておりますし、また反対に、賛成の意見もあるのも市民の声だと思っております。ですから、あくまでも公平にという部分では、それは思っております。

○委員 市民の方が議会に来て陳情をするというのは、非常に勇気の要ることだと思います。まして、趣旨説明をしてくれる、それは我々議会とすれば、その市民の方がどういったことを考えてこの陳情を出してくれたかということが、より伝わると思っているんです。そういった意味では非常に尊重しなければならない部分でもあろうかと自分では思っています。尊重するという言い方はおかしいか。敬意を持って扱わなければならないと言ったほうがいいのか、陳情を。そういったものだと自分では思っています。

ところが、3月10日の委員会においては、調査請求者がこの前おっしゃっていましたが、自分が間違った陳情をしているような気持ちにさせる質疑が続き、統廃合やむなしの論理に持っていかれた、チームプレーのように感じたとおっしゃっていました。意見を提案してくれた陳情者の意図を酌み取ろうともしない進行だったと言われても仕方ないと思いますけども、どのように感じていますか。

○藤田議員 私の発言については先ほどからありましたので、進行について云々というのは、先ほど来申し上げたように市民の方の陳情というのは真摯に受け止めなきゃいけないということは根本にありますので、そういう姿勢としては変わらずやってきたつもりでおります。

○委員 自分もあのときの委員会を、ここの場で傍聴はできなくて、スピーカーから流れる音声で委員会を傍聴していたということになるんですけども、あの流れの中ですよね、陳情者が間違った陳情をしているというふうに感じてしまうような流れの中、委員長の威圧的な発言があったことで陳情自体が奪い取られてしまったと私は感じましたけども、いかがでしょうか。

○藤田議員 先ほどから申し上げているように、陳情を抑制しようとか、そういう思いで言っていることは一切ありません。

○委員 ただ、議事録を見れば分かるんですけども、石橋さんが終わった直後だったのかな、まだほかに発言を控えていた委員がいるにもかかわらず、委員長が「この際……」ということで手を挙げて発言をして、それで、以上で終わりますというようなことを言ったときには、もう誰も何も言えない雰囲気がつくられてしまった。それぐらいの、よく言えば説得力、迫力があることだったと思うんですけども、やはりそこでまだ控えていた委員の方の発言も奪った、発言できない空気にさせてしまった、そのような印象の発言だったと思いますけども、その点は何かありますか。

○藤田議員 議事録を見ていただいても分かるように、私がお話しした後、私のほうからは以上ですということで、ちゃんと手続どおりに副委員長と替わっております。副委員長は何かありますかということも確認しております。ですので、その辺の部分というのは、先ほど来言っているように、流れの中での部分で誤解を解きたい、解くという意味においての質疑をさせていただいたという形で、何かそれが……。正式な手続の下で行わせていただいた状況だと思っております。

○委員 確かに、「他に」というような発言は委員長、されていますよね。

○委員長 この前後が今ないんだね、資料の中で。

○委員 ホームページには出ているんです。それで、石橋さんが終わった後、ほかの方への質問を促さないで、自分がもうそこで始めているんですよね。だから、そういったところで委員長としては、これがルール上ありだと言え、それまでかもしれませんけども、今までの、私10年間議員をやっていますけども、その間の委員会運営の中では、委員長が質疑をされたいというときは、副委員長までが終わってからやっていたというふうに私は認識しているんですけども、そういったところで他の委員の発言機会を奪ってしまったとも私は感じているんですけども、いかがでしょうかね。

○藤田議員 議事録を見ていただいたら分かるように、「他に何かございますでしょうか」ということもきちっと、委員長に戻ってからもさせていただいております。先ほど来申し上げましたように、発言を一応「できません」と止めてからも陳情者の方がずっと発言をされてきているという流れがありまして、その辺で非常に、陳情者の方も思いも強かったと思うんですけども、そういう形で話をされていまして、誤解が非常に膨れ上がっていったという状況を見て、誤解を解くために発言を、副委員長に委員長を替わって、手続をして発言をさせていただいたということです。

○委員長 今、当時の議事録の最後の部分を見たんですけど、出口正雄副委員長が「それでは、委員長を交代します」と。その後に藤田委員長のほうから「他に何かございますでしょうか」で「なし」の声がかかっていると。「他になければ、陳情者の方は退席いただいて結構でございます」で終わっているんですね。言うように、切っている部分じゃないし、全員から「なし」の声はかかっているというのは議事録に残っています。

○委員 ただ、音声を聞くと、やっぱり空気で……。

○委員長 空気ね。

○委員 うん。言えないところが出てくるということで今聞いているんですけど。自分は、委員長の発言で陳情自体、奪ってしまったというふうに思っています。

それで、そういうようなことがあって、この前、調査請求者から誰も陳情できなくなるとまで言わせてしまう。そういったようなことが委員会内で起きたんですけども、陳情ができないとまで言われてしまった議会に対して何か言うことはありますか。

○藤田議員 陳情ができないということというのは、ちょっと、そういう形になったとしたら、

また真摯に受け止めたいたいと思っていますけど。実際、陳情はしっかり受けていきたいと思っています。

○委員長　ご本人はね。

○藤田議員　はい。

○委員　だから、もう既に調査請求者の方から議会が言われているんですよ、陳情ができない。そのことに対して、議会としては幅広く意見を提案してくださいというスタンスでいる中で、そういう言葉を言われてしまったことについて何かございませんかと言っているんですけども。

○藤田議員　そういうふうに使われてしまったことに対しては、やはりそういうことのないように、今後気をつけていかなきゃいけないと思っております。

○委員　そのほかにも調査請求者、いろいろありました。行政の政策を推進する委員長が、反対する市民を排除するための委員会、そんなような言葉や、市政に対して疑問を持っている市民は弱者、市民が安心して声を上げられる議会になってほしいというようなことも市民の方から言われてしまったというようなことですが、これらの言葉で市民と議会の間における信頼関係が崩れたことを表していると私は感じましたけども、どのように感じたのかお聞かせください。

○藤田議員　今、行政の政策を推進するような委員長がとかいろいろありましたが、実際問題、そのように疑問を持っておられる市民の方が出てしまっということとは真摯に受け止めて、今後気をつけていかなきゃいけないと思っております。

○委員　こうやって言われること自体が議会の品位と名誉を損ねたのではないかと私は思っております。

以上です。

○委員　この一連の皆さんの質問からいきまして、Tシャツと、それから義援金シャツについては様々な、調査請求者の方が疑問に思われていることとかが出てきて、その辺は、いろいろ資料を請求したりとか、整合性として、藤田議員がおっしゃるとおり何ら問題がないというものが出てくるかどうかというのは、これからのことだと思うんですけども。

今現在、このようなことになってしまったというのは、調査請求者の方が威圧的な言葉で傷ついて、今も寝られなくて安定剤が欠かせない状況になってしまったということは、やっぱり原因の一つは、あのときの委員長の発言からだっと思うんじゃないかなと思うんですね。そこで、藤田議員は、誤解を解こう、誤解、誤解という話を何回もされていたんですけども、そのような発言はやはり調査請求者の方にとって、自分を守るということとして受け止められなかったんじゃないのかなというところで、藤田議員は謝罪の機会もというお話もされていましたが、今後、やっぱり本当に本人と、先ほど委員が言ったように、お二人の仲が和解するというのは、きちんとお二人でお話をしてというところが一番大事なことで、藤田議員が言われるように誤解、そして、調査請求者が藤田議員に思っている様々な不信感を払拭していくには、どのようなことをしていこうと思いますか。

先ほど、どうやって責任を取っていくというお話がありましたけれども、今後、藤田議員はどのようにして調査請求者の方に寄り添って、藤田議員が誤解とおっしゃっているところは調査請求者の方は理解していないから、やはり安定剤が必要で、今もなお、4か月、5か月たっても薬が必要な状況というところは、やはり納得もできていないし、藤田議員が謝罪に行っていないところ、公の場では何回も謝罪されていますけれども、本人に「いいですよ」と断られても、謝罪をしていないということが一番の原因じゃないかなと思うんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。今後もありますので。

○藤田議員 言われるとおりだと思います。一日も早く謝罪する機会を設けられればと今は思っております。相手の病気のこととかもありましたので、その辺は第三者を間に入れてお願いをしたりとかいろいろしてきましたが、なかなかお会いすることにはまだ至っていないというのが現実なので、一日も早くお会いできる日が来るということを、本当に自分でも努力しながら、調査請求者のほうにしっかり直接おわびをしていきたいなと思っております。

○委員 やっぱりその辺、藤田議員が公の場で一日も早い回復をお祈りしていると、この場で言っても、ご本人には多分通じていないから今もなお苦しんでおられると思うんですね。その辺をしっかりと謝罪を……謝罪というか、本当に自分の言い方が悪かったとかいろんなことを、調査請求者の心を傷つけたところをしっかりと受け止めて、寄り添っていただきたいと思います。

○藤田議員 そのとおり、していきたいと思っております。

○委員長 他に。（「なし」の声あり） 他になければ、以上で質疑を終了いたします。

藤田議員にはご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

[藤田 昇議員 退席]

○委員長 本日の審査は以上で終了いたします。

次回の開催日時については、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。